

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(総額買取型新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 規程第6条第1号、第3号、第5号、第8号及び第9号に規定する規則で定める要件は、<u>金融商品取引所による上場承認(同条第1号、第8号及び第9号については、機構が別に定める金融商品取引所による上場申請の公表を含む。)</u>が行われていることとする。</p> <p>(同意書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 投資口 イ～ハ (略) ニ 次に掲げる事項を記載した<u>所定の書</u> <u>面</u> ホ～ト (略)</p> <p>(5) 協同組織金融機関の優先出資 イ～ハ (略) ニ 次に掲げる事項を記載した<u>所定の書</u> <u>面</u> ホ～ト (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 <u>機構に対する通知又は機構が行う照会に対する報告その他機構との間の連絡を他の会社に委託する発行者であって、機構が認めるものは、前項に規定するほか、当該他の会社名並びに当該他の会社における情報取扱責任者の役職名及び氏名を記載した書</u></p>	<p>(総額買取型新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 規程第6条第1号、第3号、第5号、第8号及び第9号に規定する規則で定める要件は、金融商品取引所による上場承認が行われていることとする。</p> <p>(同意書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 投資口 イ～ハ (略) ニ 次に掲げる事項を記載した書 面 ホ～ト (略)</p> <p>(5) 協同組織金融機関の優先出資 イ～ハ (略) ニ 次に掲げる事項を記載した書 面 ホ～ト (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>面を添付するものとする。</u></p> <p>(全部情報の提供に係る請求の取次ぎの取扱い)</p> <p>第 216 条 (略)</p> <p>2 規程第 157 条第 4 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、機構が発行者の請求を特定するために採番する受付番号とする。</p> <p>(株式数比例配分方式の取扱いに関する申請)</p> <p>第 228 条 規程第 166 条第 1 項及び第 7 項の届出は、<u>書面又は Target 保振サイト接続</u>により行わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法)</p> <p>第 229 条 規程第 167 条第 1 項の届出は、<u>書面又は Target 保振サイト接続</u>により行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(全部情報の提供に係る請求の取次ぎの取扱い)</p> <p>第 216 条 (略)</p> <p>2 規程第 159 条第 4 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、機構が発行者の請求を特定するために採番する受付番号とする。</p> <p>(株式数比例配分方式の取扱いに関する申請)</p> <p>第 228 条 規程第 166 条第 1 項及び第 7 項の届出は、書面により行わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法)</p> <p>第 229 条 規程第 167 条第 1 項の届出は、書面により行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

2 附 則

この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。